

新型コロナウイルスにより影響を受けている中小企業者の皆様へ

新潟県新型コロナウイルス感染症対応資金（民間金融機関を通じた資金繰りの支援）

新潟県では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けた中小企業者の資金繰りをさらに支援するため、国の緊急経済対策により、県制度融資を活用した**3年間の実質無利子**や**保証料ゼロ**の融資「新潟県新型コロナウイルス感染症対応資金」を、民間金融機関を通じ、実施しているところです。

新潟県では、この県制度融資を借り入れ、事業継続に取り組み、令和2年9月以降なお売上高減少が続いている中小企業者に対して、借入の4年目分の利子相当額を応援金として支給します。詳しくは「新潟県新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金」に掲載しておりますので、対象となる方は是非ご利用ください。

また、聖籠町では、「新潟県新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金」の支給を受けた後の利子の一部を利子補給します。詳細については役場産業観光課にお問い合わせください。

融資対象者	新型コロナウイルス感染拡大による影響で売上高が減少し、セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた中小企業者 〈保証概要〉 ・セーフティネット4号：全都道府県が指定：売上高▲20%以上が対象 ・セーフティネット5号：全業種：売上高▲5%以上が対象 ・危機関連保証：地域及び業種によらない：売上高▲15%以上が対象
融資限度額	6,000万円 ※4,000万円から増額 令和3年2月10日～3月31日まで
資金使途	運転資金・設備資金・借換資金
融資期間	10年以内（うち据置期間5年以内）
融資利率 (年率)	一定の要件を満たした場合、 3年間無利子 3年以内 年1.15% 3年超5年以内 年1.35% 5年超7年以内 年1.55% 7年超10年以内 年1.75% 要件：売上高等減少 個人事業主＝▲5%以上、小・中規模事業者＝▲15%以上
信用保証	一定の要件を満たした場合、 保証料ゼロ 要件：売上高等減少（①②は保証料ゼロ、③保証料1/2） ①個人事業主＝▲5%以上、②小・中規模事業者＝▲15%以上 ③小・中規模事業者＝▲5%以上
取扱期間	令和3年5月1日から令和3年3月31日まで（3/31まで延長）
申込方法	取扱金融機関にてお申込みください ※取扱有無については、各金融機関にお問い合わせください
相談窓口	新潟県中小企業金融相談窓口（県創業・経営支援課） TEL 025-285-6887（8:30～17:30まで）

【お問い合わせ先】 聖籠町産業観光課地域振興係

電話 0254-27-2111 (内線122)